

静岡県教育委員会告示第34号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和6年12月26日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前		改正後	
2 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等		2 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) (略)		(2) <u>別表第1に掲げる報酬の基本額について、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項及び静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第5条第1項に掲げる給料表が改正された場合における給料表の適用については、一般職常勤職員の例による。</u>	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
	職員の区分		報酬の基本額 (時間額)
教育部 に勤務 する職 員	教育職員		<u>1,716円</u>
	(略)		
	国際交流アドバイザー		<u>1,716円</u>
	スーパーサイエンスハイスクールコーディネーター		<u>1,716円</u>
県立学 校に勤 務する 職員	(略)		
	乳幼児発達支援指導員		<u>1,787円</u>
	実習支援指導員		<u>1,787円</u>
	(略)		
	スーパーサイエンスハイスクールコーディネーター		<u>1,716円</u>
(略)		(略)	
	職員の区分		報酬の基本額 (時間額)
教育部 に勤務 する職 員	教育職員		<u>1,861円</u>
	(略)		
	国際交流アドバイザー		<u>1,861円</u>
	スーパーサイエンスハイスクールコーディネーター		<u>1,861円</u>
県立学 校に勤 務する 職員	(略)		
	乳幼児発達支援指導員		<u>1,932円</u>
	実習支援指導員		<u>1,932円</u>
	(略)		
	スーパーサイエンスハイスクールコーディネーター		<u>1,861円</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表第1の改正は、令和6年4月1日から適用する。